



## 長時間労働の抑制等に関する要請書

日頃から労働基準行政の運営について格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の労働時間等の現状を見ると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合が高止まりとなるなど、依然として長時間労働の実態がみられ、また、平成 19 年度における脳・心臓疾患に係る労災認定件数が過去最高となるなど、過重労働による健康障害も依然多數発生している状況にあります。さらに、割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した件数は依然として高水準で推移しており、厚生労働省では、これらの問題の解消に向けた対策を推進しているところです。

これらの問題の解消に向けては、いずれも使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものですが、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが望されます。

そこで、本年度においては、長時間労働の抑制を重点として、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、「労使がともに協力しあい、長時間労働を抑制しよう！」の標語の下、時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底、労働時間の適正な管理等について、関係労使に対して集中的な周知啓発等を行うこととしております。特に、時間外労働の削減に関しましては、時間外労働協定の当事者となる労使双方の皆様が限度基準に適合した適正な協定を締結され、これを通じて長時間労働の抑制に取り組んでいただくことが、また、労働者の健康管理に関しましては、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を適切に実施していただくことが、重要と考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、長時間労働の抑制等に向けて、別添のリーフレット等を活用いただき本キャンペーンの取組について周知していただくとともに、貴団体傘下の企業の皆様の自主的な取組の推進に向け、一層のご配慮をお願いします。

平成 20 年 10 月

経営者団体各位

厚生労働省労働基準局長



ココロとカラダが折れないうちに。



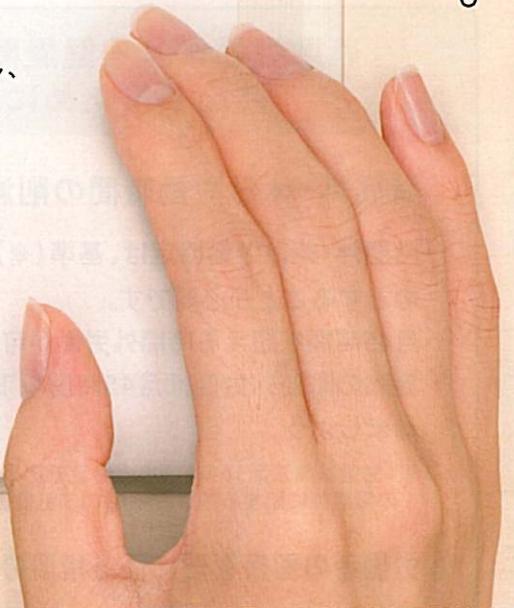
HATARAKISUGI

### 【ハタラキスギ】

近年の日本の社会に多く見られるスギ科種。

長時間の残業など過重な労働が続くと疲労が蓄積し、  
ココロとカラダの健康を害するリスクも高まる。

労働環境の整備・ルールづくりが重要。



労使がともに協力しあい、長時間労働を抑制しよう！

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

都道府県労働局

「労働時間相談ダイヤル」(無料)

11月22日(土)



0120-897-713

はやくなくそう

長い残業

# 労使がともに協力しあい、長時間労働を抑制しよう！

## 現状の課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高止まりとなるなど、依然として長時間労働の実態がみられ、また、過重労働による脳・心臓疾患などの健康障害も多数発生しています。さらに、割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した件数は依然高水準で推移しています。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

賃金不払残業（「賃金不払残業」とは所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して、所定の賃金又は残業手当を支払うことなく労働を行わせることです。）は、賃金や割増賃金の支払を定めた労働基準法に違反する、あってはならないものです。

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。

厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関する基準」（平成13年4月）

### 過重労働による健康障害を防止するために

#### ①時間外・休日労働時間の削減 **Point**

- ・時間外・休日労働協定は、基準（※）に適合したものとすることが必要です。
- ・月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

※「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

#### ②労働者の健康管理に係る措置の徹底 **Point**

- ・健康管理体制の整備、健康診断の実施
  - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
- 等を実施しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために

#### ①労働時間適正把握基準の遵守 **Point**

- ・労働時間を適切に把握しましょう！

#### ②職場風土の改革

#### ③適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

#### ④労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

等を実施しましょう。

厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講すべき措置等に関する指針」（平成15年5月）

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。